

次世代金融勉強会(第1回)議事要旨

〔 開催日：2022年8月19日
開催方式：オンライン開催 〕

プレゼンターから資料に基づいて説明が行われた後、主に NFT に関する所有権や著作権などの各種権利やそれらの債務者・第三者への対抗要件等について議論が行われた。参加者からの主な意見等は以下のとおり。

- ・ 証券化の黎明期には特定債権法が制定され、流動化する債権の債務者対抗要件や第三者対抗要件が整備された。デジタル・アセットに関するこれらの対抗要件は現在どの程度確からしいものになっているのか。
- ・ 種類により区々であるのが実状。有価証券を表象するセキュリティトークンは、有価証券の対抗要件制度に基づいて、デジタル上の株主名簿や社債原簿の記載により対抗できる。また、民法で確定日付のある証書による通知が対抗要件とされている指名債権についても、デジタル化されたものについて、産業競争力強化法により対抗要件制度が手当てされた。
- ・ 暗号資産は秘密鍵を占有することで、その暗号資産の移転や廃棄を当該占有者しか行うことができないという意味で、事実上の対抗が可能となっている。
- ・ NFT のトークンと紐付くものが(デジタルアート作品のような)デジタルデータの場合には、当該データのコピーは可能であり、ユニーク性は担保できない。また、製商品のようなリアルな財などと紐付く場合、そうしたリアルな財の質量、真贋性などを管理することも、NFT のトークンによって行うことはできない。
- ・ NFT に紐付くアート作品などに関する著作権の扱いは、個々の取引当事者の対応に任されているのが実状。国際的に大手の NFT 市場の運営者は「製作者と利用者間で規定されるため、運営者は関与しない」としている。

以 上